

会 議 録

会議の名称	令和2年度第3回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和2年12月11日（金曜日）
開催場所	茨木市役所 南館10階 大会議室
議長	新野会長
出席者	石田委員、高田委員、山口委員、太田委員、上島委員、中西委員、森川委員、岡田委員、森脇委員
欠席者	なし
事務局職員	北川健康福祉部長、竹下健康福祉部次長兼相談支援課長、中井こども育成部次長兼子育て支援課長、河原障害福祉課長、高橋福祉指導監査課長、石井障害福祉課課長代理、東後地域福祉課課長代理、中村相談支援課副主幹、藤岡子育て支援課発達支援係長、女鹿福祉指導監査課指導監査係長、藤山障害福祉課計画推進係長、名越相談支援課相談二係長、刈込障害福祉課認定給付係長、長野地域福祉課政策係長
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合保健福祉計画について 2. 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（骨子案）について 3. その他
資料	<p>次第</p> <p>資料1 茨木市総合保健福祉計画（第2次）について</p> <p>資料2 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）（骨子案）</p> <p>配席表</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
石井障害福祉課課長代理	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度第3回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日はコロナウイルス感染症の拡大防止のため、会議時間につきましては90分以内、3時30分までの終了を予定しておりますので、皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、マスクを御着用での会議となりますので、御発言の際には必ずマイクを使用していただきまして、手話通訳士が聞き取りやすいように、御配慮いただきますように、併せてお願い申し上げます。</p> <p>それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の会議資料としまして、事前にお送りをさせていただきました、次第、資料1、資料2、次に、参考資料としまして、令和2年11月13日付けで骨子案の確認依頼時に送付しました資料の骨子案と、そこで頂戴しました意見をまとめた意見集約表、それと、計画書、以上のものをお持ちでしょうか。足りないものはありませんでしょうか。大丈夫ですね。</p> <p>それでは、会議の議事進行は、会長が行うこととなっておりますので、新野会長よろしくお願いいたします。</p>
新野会長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>今日も委員の方々、事務局の方々、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。では、座らせていただきます。</p> <p>では、会議を始めたいと思っております。</p> <p>総合保健福祉審議会と同様、本分科会の会議録は原則公開ということになっております。御了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>では、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
石井障害福祉課課長代理	<p>本日の委員の出席状況について御報告いたします。</p> <p>委員総数10人のうち御出席は現時点で9人、まだ石田先生が御到着ではないのですが、欠席というお話は聞いてはおりません。過半数以上の出席をいただいております。また、本日は3名の方が傍聴に来られていることを御報告いたします。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、議事に入る前に、会議の進め方についてお諮りをいたしま</p>

す。

本日は議題が3つございます。皆さんお手元の会議次第を御覧ください。この3つをそれぞれに、事務局から説明をしていただいて、その1つずつの内容について順次皆様から御意見、御質問などをいただくという、いつものやり方でよろしゅうございますでしょうか。

はい、御異議ないということでございます。

では、議事に入っていきたいと思います。時間に制約がございますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

まず議題1「総合保健福祉計画について」事務局から説明をお願いいたします。

資料の1を御覧ください。

それでは、お手元の資料1に沿って、説明をさせていただきます。

現在、こちらの障害者施策推進分科会におきましては、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定に向けて協議をいただいているところですが、全体の計画である総合保健福祉計画、また、ほかの分野別計画の状況につきまして、私から説明をさせていただきます。

この11月から12月に、各分科会、地域、高齢、障害、健康医療の4つございますが、それぞれの分科会がこの2か月間の中で開催されておりまして、全ての分科会でこの説明をさせていただいており、各分野の委員から御意見等をいただいているところでございます。

ここでは、私から全体像につきまして、簡単に説明をいたしまして、その後、相談支援課より、地区保健福祉センターの機能と、包括的支援体制の推進につきまして、説明を差し上げます。

では、まず資料1の1つ目の丸についてですが、総合保健福祉計画（第2次）について令和2年度に実施することと挙げております。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定と、それぞれありまして、この2つの分野の計画につきましては、法で3年ごとに策定することが定められており、現在、策定作業を進めているところでございます。

3点目の地域福祉計画につきましては、今回、市の再犯防止推進計画を地域福祉計画に包含する形で新たに策定、位置付けすることを予定しております。

次に、2つ目の丸ですが、総合保健福祉計画の見直し内容について、今回、各分野の計画全体を包括します総合保健福祉計画につきましても、この3年間の中で、さまざまな動きがございましたので、今回の分野別計画の策定に合わせて追記等の見直しを行う予定としております。

まず、直近の国の動きとしまして、重層的支援体制整備事業という

新たな事業が出てきております。分野を超えた包括的支援を行う事業となっておりませんが、この内容を踏まえた記載を行う予定です。また、平成30年に発生した大阪北部地震、直近の新型コロナウイルス感染症に関する対応等につきましても、その経験等を踏まえて各取組を推進する旨を記載する予定です。また、各計画の位置づけ、関連性の更新につきましても合わせて行います。最後に、地区保健福祉センターの機能の追記ということですが、これにつきましては、後ほど詳しく説明を差し上げます。

次の丸、冊子構成イメージについてですけれども、今年度、計画全てを一から作り直すということではなく、イメージとしましては、資料に各計画を四角で囲んでおります。今回、新たに策定をする計画につきましても、1からの記載ということになりますけれども、総合保健福祉計画と地域福祉計画、健康いばらき21・食育推進計画につきましては、中間評価等一部見直しを行って、その変えた部分のみを記載して、今の計画よりも少し薄い冊子が、全体で1冊できるという予定にしております。

次の丸、今後のスケジュールにつきましては、御覧いただくとおりです。来年の1月下旬には、パブリックコメントの実施を予定しております。3月頃に計画ができて、3月23日の開催予定にしております総合保健福祉審議会において、その報告をさせていただく予定にしております。総合保健福祉審議会につきましては、各分科会から会長が選出した委員に出席をいただいておりますが、資料等につきましては、皆様にお送りする予定にしております。

以上が、この計画に係る全体像ですが、今の時点で、総合保健福祉計画部分をどのように記載するのかということの案を資料の次のページから、お示しをしております。

ここでは、簡単に構成について、説明を差し上げたいと思います。

まず、1ページですが、計画策定・見直しの趣旨ということで、この間の経過、国の動き等を記載する予定にしております。

次、2ページを見ていただきますと、計画の位置づけ・関連性ということで、現計画にも同じ図が載せてありますが、この3年間で、保健医療分野におきましては、いのち支える自殺対策計画を新たに策定しております。先に説明しました再犯防止推進計画につきましても、地域福祉計画に包含する図に更新した案を作成しております。

次の3ページの計画の期間は、御覧いただくとおりです。

さらに4ページになりますが、高齢分野におきまして昨年度行ったアンケート、これから行う予定にしておりますパブリックコメントに

については、その概要をここに記載をする予定にしております。

5ページには、今さまざまな場面で掲げられておりますSDGsにつきまして、上位計画である茨木市総合計画の中で触れていることから、本計画につきましても、関連する目標を記載する予定としております。

次に6ページを見ていただきますと、今回新たに策定をしますのは、高齢分野、障害分野ということになりますが、その統計情報につきまして、ここで更新をする予定にしております。今回の資料につきましては、障害福祉関連の統計を新たに記載しております。

少しここからページは飛びますが、その統計の後、一旦、13ページが白いページになっており、その次のページです。図の関係で、ページ数が隠れてしまっていますが、計画の理念、目標、施策体系につきまして載せております。こちらでは、現計画は6年間の計画としておりますので、理念と目標につきましては継続して、各項目のうち、取組の中で更新が必要な部分については、ここで反映させる予定です。具体的には、高齢分野項目を更新する予定です。

障害分野の項目につきましては右側でございますが、今回、長期計画の項目は見直さないことから、項目の内容もそのままとしております。

ここまで、私から、総合保健福祉計画の全体像ということで、簡単に説明をさせていただきました。

次、16ページからは、包括的支援体制の推進ということで、現計画で示しているところから、更新をしておりますので、ここからは、相談支援課から説明をさせていただきます。

相談支援課相談二係長の名越と申します。

続きまして、資料1の16ページ、第2節以降について、御説明のほうをさせていただきます。

本計画の理念、全ての人がすこやかに支え合い暮らせるみんなが主役の地域共生まちづくりを実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、令和2年度に国より示された「重層的支援体制整備事業」を踏まえ、包括的な支援体制の整備を推進してまいります。

続きまして、(1) サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充を御覧ください。本市では、2から3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しています。各エリアに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備し、各機関が連携、協力しながら、住民にとって身近な地域で複雑多様化した生活課題を「丸ごと」受けとめる体制づくりを目指します。

名越相談支援
課相談二係長

続きまして、(2) 地区保健福祉センターの整備を御覧ください。地域共生社会の実現に向け、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の連携を強化するため、本市の5つの圏域ごとに、その拠点となる地区保健福祉センターを整備します。令和3年4月に東圏域、令和4年度に西圏域と南圏域、令和5年度に北圏域と、中央圏域での整備を予定しております。整備に向けて、地域における生活課題の整理・分析を行い、地区保健福祉センターには、3つの機能を持たせることとしています。

まず1つ目は、保健と福祉の連携です。福祉での支援が必要な人の背景には、健康課題を抱える人がたくさんおりました。そこで、地区保健福祉センターに保健師を配置しまして、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民との健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないような支援を取り組みます。

2つ目は、専門職による包括的なチーム支援となります。地域には8050問題や、経済的困窮など、個人だけではなく、世帯全体に課題を抱える場合がたくさんあります。そこで、地区保健福祉センター設置エリアを担当する専門相談支援機関を地区保健福祉センター内に配置し、世代や分野にとらわれず、さまざまな生活課題を抱える方に対して、支援機関が協力しながら、迅速に幅広く対応することを目指します。困ったなと思ったときは、市役所まで行かなくても、地区保健福祉センターに、まず御連絡をいただく、寄っていただくことで、一緒に解決策を考えたり、家庭訪問での相談対応を行っていきます。

続きまして、3つ目は、住民の力を活用した「予防と共生」となります。地域共生社会の基盤には、住民同士が共に支え合う関係性を育み、我が事として、地域住民自ら地域づくりに参加していただく仕組みづくりが必要となります。地域の中で、見守りや居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりができるよう、社会福祉協議会とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけていきます。

最後の項目、(3) ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化を御覧ください。地域で、機能や参加者が重複する複数のネットワークについて、「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて機能を整理・統合し、要援護者を「丸ごと」受けとめることができるよう、発見・相談・見守り体制を強化いたします。社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等につきましては、その役割を整理し、効果的なコーディネートができるよう、住民にもわかりやすい仕組みとしていきます。地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発や情報

新野会長	共有、各エリアにおける地域課題の取りまとめなどを行い、必要に応じて市が地域情報を集約できる仕組みを作ります。それを受けまして、市は、地域課題等を総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組んでいきます。
	以上になります。
	御説明ありがとうございました。
	いかがでしょう。ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたらお受けしたいと思えます。
	御発言の御意思のある方は、お手をお挙げください。マイクをもってまいります。
太田委員	太田委員さんです。
	ページでいうと、14ページになるのでしょうか。ページがちょっと記載されてないところですね。第3章の計画の基本方針の基本目標2のところですね。以前この会議でも、一度お伝えしたかと思うんですが、この「健康にいきいきと自立した生活を送る」という基本目標について、これは例えば高齢者の基本目標として考えると、なるほどな、というふうにも思うんですが、障害者の基本計画というところでは、少し違和感があります。これで言うと、健康でなければ、自立した生活ができないというような捉え方もされてしまうと。障害のある人は、多くの方が疾病を伴っていると。で、障害者の自立の概念ですね。これは、高齢者とか医療とは違いまして、どれだけ重度の障害があっても、自分で決めた生活をする。これが、障害者の自立の概念になっています。という意味でも、この「健康にいきいき」これは大事なことなので、この健康増進を進めるということ、これは大事なこととしてありますが、それと、この「自立した生活」、自立生活ということについて、分けて基本目標に入れていただきたいなというふうに思っています。まずは、この1点。
新野会長	はい、ありがとうございました。
	基本目標の2に上がっております「自立」というのは、分けて記載されるほうが、障害者施策としては好ましいのではないかとおっしゃったのですが、事務局、何か御説明ございますでしょうか。
藤山障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の藤山です。
	このご意見については、以前この会議の中でも、頂戴したというふうに記憶をしております。その際にも、御回答させていただいたのかなと思うんですけれども、この総合保健福祉計画、障害分野も含む形で、広く保健福祉の分野を貫く大きな計画となっております。
	平成30年度から、この計画スタートしておりますけれども、その

河原障害福祉課長	<p>計画の策定段階で、いろいろと審議会の中で御意見をいただいて、6年間の計画として、今やっております。今、中間年を迎えるに当たって、ここの部分について、基本目標は6年間の目標としてやっていきます。太田委員がおっしゃるような、「障害者の自立」っていうものに、なるべく誤解を与えないようにということの御意見については頂戴いたしましたので、また今回のタイミングでの見直しというのは、ここについては考えてはおりませんが、さらに総合保健福祉計画の次期計画の際には、よりよい表現等についても、また御議論いただき、いろいろな中でされていくのかなというふうに思っています。</p> <p>障害福祉課長の河原です。</p>
新野会長	<p>その総合保健福祉計画の基本目標の部分については、根幹になる部分で、今回これを修正するという考えはありません。先ほど藤山係長の申し上げたとおり、分野別計画の施策、そちらの方向性としては、障害分野としては、地域で自立した生活への支援の充実というところで、ここに特に「健康にいきいき」というようなところについては、あえてここは記載をしない形で設けていただいていますので、障害分野としては、そういうような意向はあるということで、汲んでいただければなというふうに思っております。</p>
太田委員	<p>よろしゅうございますでしょうか。6年間、掲げている目標でございますので、今ここでこれを修正することにはならないという立場でございますが。</p>
新野会長	<p>はい、タイミング的に難しいとしても、そこについては、やっぱり自立の概念自体が、高齢者であるとか、医療分野から見ると、介護が必要ない状態を自立というような捉え方をされる場合が多いですよ。それに対して、障害者の自立はそうではなくて、介護を必要とする、介護を使って自分の決めた生活をするというのが自立の概念になってますので、ここはなかなか他分野の人には、理解してもらいにくいところでもありますので、そういう意味でも、この基本目標のところは、また時期を見て、検討いただきたいなと思います。また、ほかの委員さんも御意見あれば、ぜひお願いします。この件について。</p>
中西委員	<p>ありがとうございます。「自立」という概念について、今、ここでどれほど議論をしていいのか、ちょっと難しいところですけども、何か今の太田委員さんの御発言に対して何か御意見のおありの方ありましたら、お願いいたします。</p> <p>中西委員さんです。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>自立なんですけども、そうですね、今、太田委員がおっしゃったように、いろんなそういう方であれば、今いろいろなところで言われ</p>

新野会長	<p>ているのは、もう一人で何でもできるという自立感というのは、もうおおよそちょっと崩れつつありまして、どうやら健康な人もみんな頼りながら、相互依存しながら生きてるとというのが、どうやら大体のコンセンサスを得つつある方向がきてますので、そういう形に、今回の計画はあれなんですけれども、いずれそういう形で、実は僕らも健康といわれる人も、実はいろんな人と頼れる。で、何が違うかと言ったら、多分、障害をお持ちの方のほうが、選択肢の幅が余りにも狭くて、それが一見依存しているように見えるんですけど、僕ら、例えばこの建物に来るんやったら、エレベーターと階段といろんなことが使えるというのが健康な人なんで、そのあたりの僕らも含めて依存しながらやっているというあたりをまた含めて、今後の計画に反映してもらったらと思うんですけれども。</p>
森川委員	<p>以上でございます。 ありがとうございます。 「自立」の概念そのものが、時代とともに、分野と分野に合わせて変わってきているという御説明でございました。今日のところは、それで御了解をさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。 ほかにございますか。この総合保健福祉計画について。 森川さん、お願いいたします。 森川です。 変えるのは難しいということがわかった上で、御意見言わせていただきます。先ほどの基本目標のところの5番目です。情報が必要な人に届き、効果があるというところ、いかされるというところですが、その必要な人という言葉に対して、やっぱりその制限があるかと思えます。自分からその情報を求めて、情報をもらえるという考え方ではなくって、大阪北部地震のときのように、いろんなところに行って、どこに行っても情報がもらえるような仕組みづくりというような、そういう言い方のほうに変えていただけたらいいかと思えます。例えばという意見です。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございます。 これも、基本目標の5番、6年間の目標として、既に上がっているものですが、今の森川委員さんの御意見について、何か、事務局のほうで。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>はい、藤山さん、お願いいたします。 ありがとうございます。 情報の発信あるいは受け取るということに関しましては、昨今、災害が多いということもありまして、福祉の分野に限らず、いろいろと注目を集めることが多くなっている分野だなと思えます。</p>

新野会長
森川委員
新野会長

森脇委員

情報の発信の仕方、そしてこれのとり方というものに関しては、いろいろあるかと思いますが、最近では、本当に自ら情報を取りにいきにくい方のために、プッシュ型というような情報を発信する側が自動的にとといいますか、情報を発信していくというような方法も、1つの方法としては出てきております。この「必要な」という表現については、「必要である」と表明できる人に限るものではないと思っております。ですので、表明はできないけれども潜在的に必要としている方も含むというふうには考えておりますが、また表現等につきましては、今回いただいた御意見も踏まえて、また、今後考えていくことになるかなと思いますので、参考にさせていただきます。ありがとうございます。

森川さん、よろしゅうございますか。

はい、お願いします。

ほかにございますでしょうか。

森脇さん。

すみません、森脇です。

16、17ページの「包括的支援体制の推進」っていうふうに書かれている中で、たくさんの相談ができる場所が書いてあって、それはとてもありがたいことだっていうふうに思っています。

その中で、一番最後の3番の「ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化」という中で、その機能強化のプラス防災、災害時のときに、こんなたくさんの相談場所があって、そこがちゃんと連携をして、この人たちはどういうところに困っていて、災害時、どういう支援が必要なのかっていうところまで、ちょっとはイメージをして組み立てていただきたいっていうふうに思っているんですね。それぞれの相談場所が、自分のとこだけで情報をもっていて、連携ができてないとか、どこが責任をもって、情報を統一しているのかっていうところが、ちょっとこれではわからないというか、考えてくださっているのだろうとは思いますが、責任をもって、茨木市の住民の障害者だったりとか、高齢者だったりとか、困りごとをもっている人たちが、これだけいてっていうところがわかっているちゃんと部署があって、そこが災害時、ちゃんとフォローできるような体制があるのかどうかっていうところが、ちょっと思ったんですね。一番初めのページに、「大阪北部地震、新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえた記載」ということが書かれてあったので、これから計画を立てていくと思いますので、そういうこともわかるような記載があればいいなというふうに思いました。

以上です。

新野会長	御意見ありがとうございました。たくさんの相談機能があるのはよくわかるが、それぞれ具体的に、もうちょっと説明が欲しいというような御意見だったと思います。
森脇委員	ちょっと情報が管理できる場所があってということですので。
新野会長	はい。御説明いかがでしょう。長野さん。
長野地域福祉課政策係長	御意見ありがとうございます。 ここでは、主に発見・相談・見守り体制ということで、ネットワークの機能を強化していくとの記載がございますが、分野別計画の地域福祉計画部分、今日の資料にはございませんが、そこで避難行動要支援者名簿などの災害時の情報伝達について、少し記載がございます。名簿の取り扱い等々につきましては、前回の地震で多々課題がございましたけれども、様々な情報を集約して、どう役割分担をしていくのかということにつきましては、前回の地震も踏まえて、検討していこうと思っております。
新野会長	御承知いただけましたでしょうか。ありがとうございました。 総合保健福祉計画については、いかがでしょう、このあたりで。 太田委員さんです。
太田委員	16ページのところですけれども、前回、少しお伝えをさせてもらった、その地区保健福祉センターの中での「予防（保健）と福祉の一体化」というような形になっていたのを、今回は、「保健と福祉の連携」というようにしていただいているので、こういった形で、今後、計画のほうを進めていただければというふうに思います。 それと、17ページの（3）ですね。先ほどのネットワークの再編等のところですけれども、これは、事前の意見でも上げさせていただきましたが、このネットワーク再編、また、そこにこの地区保健福祉センターの仕組みづくりも組み合わせていくということだと思っておりますが、高齢者のほうの、詳しくは私、把握できていませんが、例えば地域ケア会議とか、そこら辺を少し整理統合していくというようなことは、必要などころあるんだと思われましても、障害福祉の視点で、この全体のネットワークの整理ということ、しっかりと検討する場をどこかでもっていただきたいとは思っています。 特に、障害者の場合は、地域自立支援協議会という場があります。この場は、ここに書いているような地域の社会資源の開発とか、地域課題の取りまとめとか、そういった機能ですね。重複するところもありますので、障害者の分野では、やっぱりこの自立支援協議会ですね。これをしっかりと維持して、またより充実させていっていただきたいというふうに思っています。この自立支援協議会をほかの分野とも一緒にまとめてしまうというふうなこととかは行われないうように

新野会長	<p>は、お願いをしたいと思っていますし、障害の分野でしっかりと自立支援協議会で取りまとめたことをどのように、市全体のところにつなげていくのかというようなところを、できれば障害の障害福祉の視点で、この自立支援協議会等で、しっかりと検討する作業をしていく必要があるんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>委員の皆様方に事前御意見・御提案の用紙は配られておりますでしょうか。配られていない。はい。一昨日ですかね、市に事前意見をお出しくださったんですが、今、御発言になられましたことを、今後、御検討くださいということでございます。</p>
山口委員	<p>いかがでしょう。自立支援協議会から山口委員さんがおいでになっておりますが、何か御意見ございますか。</p> <p>障害者福祉の視点から、検討する場が欲しい自立支援協議会に頑張ってほしいみたいな御意見でございました。</p> <p>自立支援協議会のほうは、我々が行っている相談支援の個別のケースの中から、どうしても支援してても、うまくいかない課題が残るっていうケースで、その中の共通した課題が、どのケースにもあるんだったら、それはもう地域の課題なんですよっていうところで、個別ケースから課題を挙げていくケースですので、より現場に近いというか、個別性というか、個別性の中から共通した課題を拾い上げて、その課題の解決、地域資源の開発だったり、制度の使い方、使いやすい制度にしていくっていうような取組をしているところですので、そこら辺、ほかの分野、特に関わってくるところが、高齢分野の課題と障害分野の課題が、もしかしたら共通するところ、そこも出てくるかもしれないですし、またそれは、個別のものに、それぞれ違う課題になってくるのもあるかもしれないですし、特に障害の方が65歳になったときに、介護保険に移る時とかの課題というのも、結構あるかと思うので、その辺、連携していけたらいいのではないかなというところで、より個別性、専門性、それぞれの専門性をそれぞれで発揮しながら、連携をとっていけたらなというふうに思います。</p>
新野会長	<p>以上です。</p> <p>大変貴重な御発言をいただきました。地区保健福祉センターの御説明をしてくださいました名越さん、何かお答えいただくことございますか。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>藤山さんからお願いします。</p> <p>すみません、障害福祉課の藤山です。私のほうから少し、山口委員がおっしゃってくださったことの補足的なことも含めて、少しだけ。</p> <p>障害福祉の視点から、やはり考える場が必要だとおっしゃっていただいた意見は、まさにそのとおりだと思っています。ただ、この自</p>

立支援協議会だけでなく、今日、この場、施策推進分科会もまさに、障害者福祉の視点から物事を考える場ということにはなりません。この障害者施策推進分科会は、どちらかといいますと、計画や条例にかかわる大きな方向性ということで、市のサービスであったり、手帳の所持者であったり、いろいろな実績・統計に基づく大きな視点から、今の市の現状を把握、理解して、その課題を改善していくというようなマクロの視点からの改善の仕組みということになります。

一方、自立支援協議会につきましては、先ほど山口委員のほうから説明がありましたように、個別の支援の現場で起こっている課題を拾い上げることで、それが複数あるのであれば、市全体の課題なのではないかということで、市の課題改善をしていくというミクロのほうからの視点での仕組みということになりますので、その両方は、両輪をなすものというふうに考えております。ですので、このネットワークのお話につきましても、自立支援協議会だけとか施策推進分科会だけということではなく、その両方あるいはそれ以外のものも含めて、様々な場で検討いただいて、今後もまた考えていくということになると思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。もちろん、自立支援協議会についても、今後も推進していこうと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

新野会長

太田さんの御意見、山口さんの御意見をうまく取りまとめてくださいました。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に進みたいと思ひます。

議題2にまいります。障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）（骨子案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

藤山障害福祉課計画推進係長

改めまして、障害福祉課計画推進係長の藤山と申します。よろしくお願ひします。

お手元の資料2に沿いまして、障害福祉課と子育て支援課、あと相談支援課の3課から内容を分けて御説明をさせていただきます。

まずは、議題全体の概要等について、簡単に説明をさせていただきます。

障害福祉計画の第6期及び障害児福祉計画の第2期の案につきましては、前回、10月に開催をいたしました、第2回の本分科会の場におきまして、具体的な数値等を含まない段階、考え方や方向性の部分につきまして、委員の皆様にご議論いただき、御意見も頂戴したところです。その後、いただいた御意見を踏まえた修正に加えまして、詳細な数値もそこに設定した形で、11月、先月に事前意見として、委員の皆様にお伺いをしております。事前意見に対する対応や回答に

つきましては、参考資料として、会議資料と一緒に、委員の皆様にはお送りをしております、意見の集約表のほうに記載をしていおりますので、個別の御意見への詳細な説明は、今日のこの場では割愛をさせていただきますように思っております。

資料の2として、本日お示ししております計画案は、事前意見を受けた修正、それも含めた現段階での案というふうになっております。

本日の議題といたしましては、まず障害福祉課と子育て支援課から、障害福祉計画と障害児福祉計画それぞれにつきまして、新しい計画のポイント部分、新たに追加された指標等につきまして、要点を絞って説明をさせていただきます。その後、相談支援課からは、第2回の分科会でも説明をさせていただきました、地域生活支援拠点等の整備に関しまして、お問合せや御指摘が多かったポイントについて、補足等を含めて再度の御説明をさせていただきますように思っております。

なお、本日の会議以降におきましても、国や大阪府との計画の整合性であったり、市のほかの分野の計画との調整によって、数値等に修正が行われる可能性はありますが、基本的には本日、この場でいただく御意見等をもって、計画案を固めるということになります。

では、最初に私のほうから、障害福祉計画に関する説明をさせていただきます。この資料の2で言いますと、25ページを御覧ください。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの項目で、精神障害のある方の入院・退院に関する成果目標を26ページにかけて、3点設定しております。

第2回の分科会の際にもお伝えをいたしました、これらの指標の中には、市町村単独で進捗を把握することができず、大阪府全体でしか確認できない項目も含まれております。事前意見でいただいたものの中には、退院することも大切だけれども、その後に再入院にならないための支援が大事ですよ、というような趣旨の御意見も頂戴をしておるところです。計画上に記載していくことだけではなく、来年度からこれらの目標を達成するために、市として取り組むべき内容であったりとか、進捗の確認をしていく上で、結果としての数字以外に注目すべきポイント等について、委員の皆様から御意見いただければというふうに思っております。

続きまして、27ページを御覧ください。

福祉施設から一般就労への移行に関する追加目標につきまして、サービス種別ごとの移行者数の目標を追加いたしまして、よりきめ細やかに進捗を把握・確認していくような内容になっております。就労に関する問題では、労務分野にもまたがる幅広い課題があるということ

新野会長

藤岡子育て支
援課発達支援
係長

は、先に実施させていただきました当事者団体の方々からのヒアリングでも指摘をされているところです。計画の進捗を今後確認していく中で、福祉分野における留意事項であったりとか、ほかの分野に対してこう働きかけていくということに当たって、必要な視点など、委員の皆様から広く御意見を頂戴できればというふうに思っております。

その他といたしまして、39ページの「相談支援体制の充実に関する項目」と40ページ「障害福祉サービスの質の向上に関する項目」、この2点につきましては、今度の新しい計画から、新たに活動指標として設定された項目になります。

続きまして、子育て支援課から、障害児福祉計画についての説明をさせていただきます。

ありがとうございます。

続きまして、藤岡さんお願いいたします。

子育て支援課の藤岡と申します。障害児福祉計画についての御説明をさせていただきます。

主な変更点といたしましては、前回の分科会でも御報告いたしましたが、大阪府の考え方として、新たに3つの活動指標が追加されたところです。

資料の54ページ、55ページを御覧ください。

(3)として、「発達障害児等に対する支援」という項目で表示しております①、②、③の3つの項目になります。こちらについては、事前の御意見の中でも、保護者支援という項目にするほうがわかりやすく、独自の保護者支援策が必要ではないかという御意見も頂戴しておりますが、国の指針や、大阪府の基本的な考え方の中でも「発達障害児等に対する支援」という項目名となっておりますことから、そのままの項目名とさせていただきます。もちろん、これらの活動指標ではかるべきことは、保護者支援の推進であるという趣旨については、十分に理解しておりますので、これらの活動以外にも引き続き具体的な取組内容を検討していくこととさせていただきたいと思います。

改めまして、この障害児福祉計画の進捗管理の中で、また具体的な取組についての御意見も頂戴できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、各項目について御説明いたします。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数です。数値的には少ないような印象を受けられると思いますが、ペアレントトレーニングそのものが1回の実施、1クールという言い方をするんですけれども、その参加者が6名、5、6

名とかというそういう少人数でのきめ細やかな実施が必要なものでもありますので、現在、児童発達支援センターあけぼの学園で実施しております年間2回、2クールという言い方をしているんですけども、それで12人という参加者数を1クールずつ年度ごとに増やしていくというふうなことで設定させていただきました。

2番目のペアレントメンターについてです。こちらにつきましては、大阪府が既に「大阪府ペアレントメンター事業」という形で、実施されていることですので、市としましては、活動指標としての設定はいたしません。今後、大阪府事業のそのペアレントメンターさんの活用ですとか、そういうことは当然のように進めていきたいということで考えております。

3つ目にピアサポート活動についてです。これについては、すごく幅広い内容になるかと思いますが、今回この障害児福祉計画の活動指標ということで設定するに当たりましては、ペアレントメンターに代わるような茨木市独自の保護者支援策である障害のある子供さんの保護者さんが講師になるような形での研修会の実施ですとか、そういうことを想定して設定しております。事前にお送りしました資料の中では、30人という数字で記載しておりましたが、これはサポートされる側、研修会を受講される方の人数ということで30人というのをあげさせてもらったんですけども、実際、そのサポート活動をされる方、要はその講師に当たる方の人数のほうが適当ではないかということで、こちらお一人という、そういう修正をさせていただいております。

あと、事前の御意見の中で、教育・保育等のほかの分野にわたる多くの課題での御意見も頂戴いたしました。これにつきましては、まずは関係各課、教育委員会等との情報共有に努めることといたします。今後、障害福祉の具体的な取組を進めていく中での重要な御意見であるということは認識しておりますので、引き続き皆さんの御意見を頂戴しながら、具体的に進めていきたいと思っております。

前後いたしますけれども、資料の47ページを御覧ください。

2、子ども・子育て支援という項目名で、こちら大阪府の考え方では、具体的に示されてはおらない項目なんですけれども、子ども・子育て事業計画等との調和を図るため、実際に障害のある子どもさんの実数ですね。数を推計する必要があるというところで、これからの3年間ですね、どういう推移をしていくかということで、推計値を上げております。上段に記載しておりますのが、障害児通所支援利用がある子どもさんの、障害児サービスを利用されてる方の実人数となります。下段のほうに記載をしておりますのは、18歳未満の子どもさん

新野会長

での障害者手帳の所持者数からの推計人数ということであげさせていただきます。

簡単ですけども、以上で説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

続いて、地域生活支援拠点等の整備という項目がございますよね。

中村さんお願いいたします。

資料2の29ページに戻ってください。

中村相談支援
課副主幹

相談支援課の中村です。よろしくお願いします。

前回の分科会で、地域生活支援拠点等の整備の概要について説明したところではありますが、ほかの会議の場においても拠点機能のうち、「①相談」と「②緊急時の受け入れ・対応」のところにつきまして、御意見や御質問等をいただきましたので、その点について補足したいと思います。

まず初めに、本市の地域生活支援拠点等の整備方針を再度お伝えいたします。新たな箱物を建てるのではなく、既存の障害者相談支援事業所や障害福祉サービス事業所等を組み合わせ、障害者等の生活支援体制を市域全体、面で支える仕組みでの整備と考えています。

次に、「①相談」につきましては、相談をお聞きする機能としては、特に体制の変更はございません。市の相談支援機関は、市役所相談支援課内に、基幹相談支援センターがあり、市内各エリアを担当している障害者相談支援センターがあります。また、指定相談支援事業所もあります。これまでどおり計画相談支援の支給決定を受けている人は、担当の相談支援専門員に御相談いただくこともできますし、お住まいのエリアを担当する障害者相談支援センターに御相談いただくこともできます。また、家庭訪問による相談も可能です。

次に、「②緊急時の受け入れ・対応」についてですが、現在も緊急時には、受け入れ調整を行っていますが、突然のことになりますと、障害のある御本人も御家族も、また、受け入れ先を調整する支援者や受け入れ先となる施設職員も慌てる事態に陥ります。その事態を少しでも緩和し、受け入れをスムーズに混乱を最小限にするために、本人や御家族等の基本情報を事前に市に登録し、その情報を支援者間で共有しておく仕組みをつくっていきたいと考えています。既に緊急時を想定し、準備されている方にも、今後、介護者や生活環境の変化が想定されるようであれば、適宜この仕組みを御利用いただき、緊急事態に備える準備を検討していただければと思っております。

令和3年4月から開始となりますが、開始後、一定時期において5つのこの機能について、効果検証を行い、その結果をもとに適宜、拠点機能の見直しを図るなど取り組んでまいります。

新野会長

説明は以上です。

お三方から御説明をいただきました。それぞれ分野が違うところなのですが、いかがいたしましょう。御意見についてランダムにお受けしたいと思います。御発言、御意見、御質問ございましたら、お手をお挙げください。成人の部と、児童の部と、地域生活支援拠点等の部と、3つのテーマでございました。

太田委員

太田さんです。お願いいたします。

これも政策に対する事前の意見で上げさせてもらって、この意見集約にも載せていただいています。意見集約のナンバー20、この資料の33ページの部分です。

ここの重度訪問介護についてというところで、増加を見込む場合には、茨木市のこの支給設定基準に基づいて、定型基準、月540時間を見込んで、この計画に入れていただければというふうに上げさせてもらいましたが、これについては、この計画における見込量をそのまま利用することは想定していないということで、見込量の設定においては、それぞれのサービスにおける過去の支給決定状況を勘案し、設定をしていただいているということ、市の考え方としてお伝えいただいている件ですが、私が現場で長く支援する中で感じていることは、この重度訪問介護というのは、重度の障害がある人が、常時この介護支援を使って、地域での自立生活をする。そういったことができるそういうサービスなんですね。障害者のこの自立生活の運動、そういった実践の中から、それが制度化してきたというような経緯のある長時間のヘルパー事業というところもありますので、実態として、このニーズですね。障害者のニーズとしては、やっぱり長時間のヘルパー支給決定が必要であるというところを把握しているので、この市の基準を判断して、茨木市はしっかりと支給決定基準を考えていただいていますので、その基準をもとにしてはどうかということで、提案させていただいたんですが、今回そうではない形であるということだったので、それはそれで、市の考え方として理解します。

ただ、実際にこの今回の計画のこの数値が、実際の支給決定において、この計画の数値をもとに支給決定の判断に影響を与えるというようなことになってしまわないかというところが少し心配なところがありますので、そのようなことのないように、茨木市の支給決定基準、これは定型基準が月540時間で、もちろん非定型という形ですね。540時間で足りない場合は、非定型という形で審査を行って、1か月744時間の支給決定も可能であるというような茨木市の基準をもとに、障害福祉課のほうでは、支給決定をしっかりと行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

新野会長	<p>太田さんの御意見、事前の意見を出してくださったことに対して、市がお答えをしてくださっております。この意見集約に載っていることですが、さらに太田さん、強く御要望をなさいましたところ</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>市の方として、追記でお答えいただけますか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>お答えの内容としては、特に事前にお示ししたものを上回るようなものは特にないんですけれども、支給決定基準、ちょっと細かいお話だと、分かりにくい方もいらっしゃるかと思うんですけれども、やはり、その基準はあくまで基準ということで、その基準として示している数値を超える支給決定も、もちろんあります。その基準までであれば、話も聞かずに支給をするということでも、もちろんありません。ですので、それは個人の支給決定に対しての話。今は、市全体としての障害福祉計画も同様で、見込量として量を設定したから、それ以上のサービス利用は許さないとか、あるいは利用がないところを無理やり利用してもらうとかということは、もちろんございませんので、その辺については、安心していただいているのかなというふうに思っています。</p>
新野会長	<p>よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>個別にきちっと対応してくださるというお話のように思いました。追加ございますか。</p>
太田委員 新野会長	<p>大丈夫です。</p> <p>大丈夫です。はい、ありがとうございます。</p> <p>では、ほかにはいかがでしょう。</p>
山口委員	<p>はい、山口さん。</p> <p>すみません、資料2の40ページの、「障害福祉サービスの質を向上させるための取組に係る見込みと確保の方策」というところなんですけど、ちょっと私の理解が及ばないのかもしれないんですけど、ここは、市職員のことなんですかね。この支払システム、審査結果の共有とか、事業所の指導監査の結果の共有とかいう項目が、3分の2を占めているので、事業所とか支援者全体の質の向上という認識ではないのかなと思っている。市としての質の向上になるのかなっていうところ、ちょっと質問みたいな感じなんですけど、お答えいただければと思います。</p>
新野会長 藤山障害福祉課計画推進係長	<p>ただいまの御質問に、藤山さんがお答えくださいますか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>先ほどの御説明の中で、「この項目が新たに追加された項目です」という説明をさせていただいたんですが、指標でいいですと3つ掲げ</p>

させていただいていますが、今回、この中身については、いずれも市の内部の部分が非常に多くなっています。この研修の活用という、研修の人数についても、市の職員が受講する人数ということになっています。今回、新たな指標の追加ということで、これをまた3年かけて検証をしていくんですけども、市の職員だけで例えば余り意味がないとなれば、あるいは次回の設定のときにはということも可能性はありますが、今回、市の職員が、やはり障害福祉業務に携わるに当たっては、各種研修にしっかりと参加をして見識を深めることというのがまずは大事であろうということで設定された項目であるというふうに理解をしています。

その2つ目につきましては、今回、12という数字を設定させていただいておりますのは、12か月あるから12ということなんですけれども、毎月のサービスの請求等が月ごとに行われますので、その請求を市として確認をするタイミングで、適切に事業者さんのほうに、間違った請求等があれば、御連絡をする。そういったようなことを細かくやっていくことで、サービスの質、事業者さんのほうでの請求事務にとられる手を減らしていくことで、支援していただく手がちょっとずつ増えていくというような意味合いも含んでいるかと思っています。

3つ目の指導監査のほうについては、これについては、指導監査は随時、指導部署のほうで行っておるところですけれども、やはりそれを市だけではなくて、近隣の北摂各市の中で、共有をしていく。どういう状況でやっているのかということ、共有していく場をしっかりと設定していきましょうということで、今回、設定をさせていただいております。

新たな指標ということもありまして、これがどのように機能していくのかということがまだ一部見えてない部分も、正直言ってありますけれども、これはこの来年以降の3年間の中で、きっちりと生かしていけるように考えていきたいと思っています。

はい、よろしゅうございますでしょうか。質の向上をするために、市の職員を充実させるという、そういう内容でございます。よろしゅうございますか。

では、いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

はい、森脇さんです。お願いいたします。

すみません、3点あるんですけど、まず1点目、お話ししたいのが、私、過去、自立支援協議会の市民委員もやらせていただいて、会議でとても皆さん、いろんな意見を出されて、いろんな意見が形になってきているなというのを、すごい実感しているんですね。今

新野会長

森脇委員

回の計画にも、いろんな形で、今までの意見が形になっていると思います。

で、やっぱりそれを周知していただきたいなというふうに思うんですね。まだまだ市民のほうに、市民の方が「知らないよ」って「え、森脇さん、それってどういうこと」みたいなことが、言われることがたくさんあって、その都度、お話をもちろんさせてもらうんですけども、「それやったら、私、そういう制度使いたかったわ」みたいな、「もうちょっと早く知ってればいいのに」っていうこととかも、実際聞いたりしますので、そこも、こちらのほうの計画に書くか書かないかは、ちょっとどうなんかわからないんですけども、市民への、これってサービスのことが、たくさん入っていますので、周知っていうところを、まず何が、どういった形が、市民さんに伝わりやすいのかっていうことを、お話ししていただいて、やっていただけたらなっているのが、まず1点目です。

2点目ですね、障害児の計画のほうなんですけど、まだ第2期ということで、まだまだ計画が話し合われていない。今回からっていう形だと思うんですね。実際に話し合われるっていうことが。なので、とても、ページ数も少ないような状況なんですけど、これから話し合っていく上で、やっぱり私が思うのは、もっと教育との関わりの方向性を書いていただきたいということなんです。

私たち、事前に意見を提出しているんですね。今回は、その計画のほうには載らないっていう形に返事をいただいていて、でも、大切な視点として考えていますので、今後の取組を検討してもらいますということで、私たち今回出した意見も、いつか反映されるっていうことがわかっているんですけども、それぞれの教育委員会さんだったりとか、保育幼稚園課さんだったりとか、その市役所内での課との連携ってどういうふうにされていくのかっていうところが、やっぱり保護者としては知りたい。ちょっと教育委員会さんのホームページを見させていただいたら、この教育委員会大綱だったりとか、これがあつたりとか、茨木っ子プランネクスト5.0みたいな形で、それぞれの課で、いろんな形で計画を練られていると思うんですね。それが、ちゃんと連携されているのかというところが、やっぱり私たちには見えてこないというところがあるんですね。どうしても障害児の母親というか、家族は、忙しいので、そこまでちょっと見えないので、教育っていうのは、もう本当に子供の日常の半分以上が学校へ行っているような状況なので、そこの支援ってどうなっているのっていう不安はとともあるので、そことの、そういうことも含めて、一緒に計画、こういう形で一緒に計画をしますよっていうことがわかるような記載

があればいいなというふうに、保護者というか、メンバーで話し合ったときに、そういう意見が出ています。

あと、先ほどの29ページの「地域生活支援拠点等の整備」の図なんですけど、緊急時の受け入れっていうことも、先ほど言われてたとは思いますが。茨木市のショートのある事業所さんは、12月に閉所されるというふうに実際聞いているんですね。じゃあ、緊急時の受け入れ場所って本当はどこだったら受け入れてもらえるのっていう不安が、もう現実として出てきています。で、不意に行くっていう形にしていたかないと、今現在利用している人プラス緊急者の受け入れっていう形にはなってくると思うんです。この計画では。なので、その事業者を増やす取り組みっていうことも考えていただきたいというふうに思います。

新野会長

ありがとうございました。3点のお尋ねがございました。

最初は、自立支援協議会関係のことです。市民にもっと周知してほしいということ。これは、どなたがお答え、はい、藤山さん。

藤山障害福祉課計画推進係長

1点目のことについて、御意見もいただいたことも含めてになりますが、おっしゃっていただいたように、いろいろなことを周知・啓発をしていくということに関しましては、本当に大きな課題というふうに思っております。

この障害福祉計画においては、42ページのところに、理解促進研修・啓発事業というのが一応設定はされているんですが、やっているかないか、ありかなしかだけの指標に、これは大阪府の指標の設定の仕方にならったものではあるんですが、ありかなしかだけという形になっています。詳細にどういったものをどの程度というような数値での計画というのは、ちょっと設定ができていない状況です。やはり、研修という形をとるのか、チラシを刷るとかいろいろと、啓発にもいろいろな手法がありまして、地域差があることから、なかなか数値での設定が難しいということで、こういうような設定の仕方にはなっておると思うんですが、おっしゃっていただいたように、それは重々認識しておりまして、障害って、障害者理解といったところの研修、これが一番根っこにありますけれども、医療、あとは手帳、サービスといった制度に関する理解ももちろん必要ですし、それらをどのように進めていくのか、こういった市の計画等についてのそういう理解というのにも必要になってくるかと思っています。

市のほうとしては、具体的なお話をしますと、この出前講座等を実施して、いろいろなところへ呼んでいただければ、どこにでも行きますよ、ということで、啓発等には今後も務めていこうと思っておりますが、また新たなこういう切り口で計画をすればいいんじゃないのか

新野会長	<p>というような御意見、アイデアについては、いつでもお受けしたいな と思っておりますので、引き続きいろいろな場所で、御意見頂戴でき ればと思います。ありがとうございます。</p>
藤岡子育て支 援課発達支援 係長	<p>ありがとうございました。よろしゅうございますか。 では2番目、これは児童のところですが、教育委員会との連携は、 どこに示されているのでしょうかというお尋ねだったかと思うんで す。 藤岡係長さん。 子育て支援課の藤岡です。 御意見、重々承知しております。というあたりで、貴重な御意見と いうことで、先ほどの照会の中でもさせていただいていると思いま す。</p>
新野会長 森協委員	<p>実際、その教育委員会さんですとか等の連携の具体的な記載って いうことになると、やはりこの障害児の福祉計画ではなくて、その 上位計画であります「障害福祉施策に関する長期計画」のほうでの文 書の記載になるかなと思っております。その際につきましては、教育 委員会さんも一緒になってつくっていくという作業を進めていきます ので、3年あるんですけれども、それまでの間に、いろいろ御意見を また頂戴できれば、そのタイミングで、一緒に考えていくことは可能 かなというふうに思っております。 よろしゅうございますか。3年後に期待してくださいという。 ちゃんと、この思いというか、今回も意見出しましたので、それが ちゃんと引き継がれて、協議するのは3年後になるっていうことは、 今、分りましたので、それはそういうシステムなので、あれなんです けど、ちゃんと私たち意見を提出しています。こういうことが気にな っているって、こんなんがあればいいっていうことも伝えて書いてお りますので、その思いが、ちゃんとその3年後に残っていればという ことですよね。</p>
中井こども育 成部次長兼子 育て支援課長	<p>子育て支援課の中井です。御意見ありがとうございます。 計画のほうの、長期計画のほうについては、もちろん教育委員会と も連携をしながら記載のほうを進めております。 それぞれ各分野で、教育は教育で、今御紹介いただいたネクスト 5. 0その中に、いばらきっ子ファイルのことも記載がされていたり しています。1つの分野の計画に障害児に関すること全てを網羅する というのは、なかなかどの計画でも難しいところございますので、書き ぶりについては、その都度調整をさせていただいて、記載させていた だいでいるところです。 あと、御指摘をいただきました教育であったりとか、保育分野との</p>

連携につきましては、障害者自立支援協議会の中で、こども支援PT
今回、50ページのところで、「医療的ケア児のための保健・医療・
福祉・保育・教育等関係機関の協議の場」ということで、その側面も
また位置づけておりますが、そのこども支援PTについては、医療的
ケア児だけでなく、全ての障害児の課題について、個別の事例から
検討をしていくと、そういうような目的をもった会議でございますの
で、そこのほうで十分いただいた御意見なんかは議論をしながら、課
題解決が図れるものは早期に図ってまいりたいというふうに考えま
す。以上です。

新野会長

はい、中井子ども育成部次長さんに御説明いただきました。

3つ目ですね。29ページの活動拠点図、緊急時の受け入れの事
業所を増える方向にはいかないのかという御質問だったと思うんで
す。

それでは、河原課長、お願いいたします。

河原障害福祉
課長

障害福祉課の河原です。

当然、その緊急時の受け入れということで、ショートステイという
ところが、1つ受け入れの重要な社会資源ということで、なかなか受
け入れ先がないというようなお声も聞いているところであります。す
ぐに即効的に増やしていくとかいう手だてというのは、なかなかない
ということが現状ではあるんですけども、実際、先ほどその地域
生活支援拠点の中でもありましたが、こういったときには、現状とし
ても、受け入れ先の相談に乗って、適切などころに入っていくとい
うようなところで今、対応をさせていただいているところです。

根本的な改善で、社会資源をどんどん増やしていくという部分につ
いては、今、計画の中では、その施設の箇所数ではなくて、利用人数
を一定増やしていくというような計画をうたっておりますから、市と
しては、そういう利用人数を増えていくにはというようなところの観
点から、できることをやっていきたいなというふうには考えておりま
す。

森脇委員

私は、現状もそうだったということで、今の現状を聞いていただき
たいという思いがあって言わせていただいたことと、それで前回で
すね、グループホームのその機能のちょっと拡大解釈で、そういうふ
うに緊急時のということも言わせていただいたときに、やっぱりちょ
っともともとの利用者さんのこともあるので、そこがなかなか難しい
ところですよというふうなことも聞いたのでね。じゃあ、本当に緊急時
の方は、どういうふうなところで過ごさなければいけないのか。やっ
ぱり転々と過ごすっていうことも、現状聞いてますので、せめて、そ
のロングショートの、みんな認識で、緊急時、長期の方は、ロングシ

	<p>ョートがあればいいよねみたいな、そのイメージが一緒であればいいなあって思ったので、今、言わせていただいたということなんですね。</p> <p>なので、これからも、いろいろと考えていただいているとは思っているのですが、みんなのその意識というか、一緒になればいいなと思って発言させていただきました。</p>
新野会長	<p>はい、よろしゅうございますでしょうか。</p>
河原障害福祉課長	<p>課長さん、何かお答えくださることとかございますか。</p> <p>森脇委員から御意見というかお伺いしまして、市としても、やはりそういった体制ができるような形を目指して事業の推進に努めてまいりたいと思っています。</p>
森脇委員	<p>よろしくお願いいたします。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>たくさん御意見が出ましたけれども、まだ御発言になってらっしゃらない方も2、3人おいででございますが、いかがでしょう。</p>
森川委員	<p>はい、森川さん。</p> <p>今、森脇委員がおっしゃった1番目の質問に対して、もう一つ、重なる部分がありますが、障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の中で、2つの支援金制度と補助金の制度があると思います。それは、引き続きやっていく方針なのかという部分を確認させていただきたいと思っています。これからも、あるのかないのかということをお聞きしたいです。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。支援金に関する御質問ですね。</p> <p>河原課長さん。</p>
河原障害福祉課長	<p>河原です。こちらの補助金、合理的配慮の助成金と、障害理解促進事業、この2つの補助金でよろしいですかね。</p>
森川委員	<p>はい、そうです。</p>
河原障害福祉課長	<p>次年度以降ということですので、予算というところになりますと、議会の議決を得ていない限りは、ここで確定して「やります」ということはお答えできないんですけども、担当部局といたしましては、この2つの補助金については、次年度以降も進めたいというふうには考えております。</p>
新野会長	<p>よろしゅうございますか。ありがとうございます。</p> <p>まだ御発言のない方に、できましたら、一言ずつでもおっしゃっていただきますように。</p>
上島委員	<p>上島委員さんです。お願いいたします。</p> <p>藍野療育園の上島です。よろしくお願ひします。</p> <p>僕のほうからは、先ほど子育て支援課さんの説明がありましたペア</p>

	<p>レントメンターの件なんですけれども、どうも既にあけぼの学園さんで実施されており、1回は確保されていると思うんですけれども、これは令和3年、4年、5年と回数が1回ずつなんですけれども、これは増やしていく方向ではないのかなと思って、ちょっと質問させていただきます。</p>
新野会長	<p>ペアレントメンターにつきましては、55ページに出てきましたこれですね。56ページ、55ページ、はい。</p>
上島委員	<p>もう既に、藍野療育園等でもやっておりますので、数値目標が1というのはどうかなと思っています。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>ピアサポートの活動ですよ。</p>
上島委員	<p>そうです。</p>
新野会長	<p>ピアサポートのほうですか。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>そうですね。はい。こちらも、指標設定させていただいてますが、その市が実施するものということで、考えております。</p> <p>だから、ここより当然その増えていくことを進めていこうという立場でありますので、増えていっていただくことには、全然支障はないですし、どんどんやっぱり市はしていっていただきたいなという思いでの、とりあえずの指標設定という形にさせていただいております。</p>
新野会長	<p>ここは、前回の資料で30人って書いてあったようなこと、今回は1人になっているという、先ほどの説明は30人受講していただいた中で、1人、ピアサポーターに成長していただく。そういう捉え方だというふうにおっしゃいましたが、それでよろしゅうございますか。余りに何か人数が違い過ぎたので、「あれ」と私も思ったんですが。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>すみません、それは、人数の考え方の違いです。お一人のサポーターさんが、30人の方に研修をするという、想定で考えておったんですけれども、活動の参加人数というのが、その受講者ではなく、そのピアサポーター、サポートをする側の人（講師）の人数ということのほうが、正しい理解かなということで、訂正させていただきました。</p> <p>というのと、上島さんのほうの御質問になると、見込み量確保の方策ということで、障害通所支援の事業所においても、どんどん進めていきたいということを書かせていただいておりますので、実際その藍野療育園さんでもやっていたらいいということも、今ここで把握させていただきましたので、修正させていただくことで考えていきたいと思いますが、それでよろしいですか。</p>
新野会長	<p>よろしゅうございますか。</p>

上島委員	はい、大丈夫です。増やしていくというのに、ちょっと数字が1やったので、2とか3とかにしたほうがいいかなと思いましたので。また、よろしくをお願いします。
新野会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはどうでしょう。高田委員さん、何か御発言ございますか。無理やりしゃべらせてすみません。</p>
高田委員	<p>私、ちょっと2回ほどお休みさせてもらったので、あれなんですけれども、今日、お話を聞かせていただいて、障害をもってる子供さんから、ずっとこう大きくなって、障害を持たれている方、高齢者までなる話がこう出てたかなあと思うんですけども、障害をもってるかもしれないその保護者の方が、生まれてからずっと子供をみてて、私も子育ての広場とかにはちょっと行かせてもらったりするんですけども、その周りの子供さんと比べて、ちょっとうちの子がどうなんだろうっていう、その不安感が、それから発達をしていく上でのほかの子とのその差とかっていう、そこら辺がすごく、初めての子育ての方は特にそんな思いがあるので、そういうところのサポートはしていただいているとは思いますが、ここにはそういうものがちょっとだけこう、保護者の方のフォローみたいなんだけが入ってたかなっていう、そういう感想です。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>保護者の方をサポートする方法にも力を入れてほしいというふうな、そういうことでございますよね。ありがとうございました。</p>
石田委員	<p>医師会から、石田委員さん、何かございます。一言。</p> <p>いろいろとありがとうございます。これまで地震とか台風とか、自然災害が非常にたくさんあります。また、今回のような感染症の流行ですね。新たな問題がどんどん出てくると思いますので、各関係者の方、十分連携を取り合って、これからもよろしく願いいたします。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>しっかりと連携をして頑張っていきましょうというふうに、締めくくってくださいました。</p>
岡田委員	<p>ほかに、これはぜひという御発言ございますでしょうか。</p> <p>はい、岡田さん。</p> <p>すみません。今、石田先生がコロナのことをおっしゃいましたけれども、今、大阪では、赤信号が出て、外出自粛ということですよ。ですが、うちの息子は、ずっとパターン化している障害なものですから、その自粛という意味合いもわからず、もう親は、その子の言いなりに、やっぱりいつものように接して、いつものような行動をとっています。そういうことが、本当に、こういう世の中になって、大変や</p>

新野会長	<p>いうことを、やっぱり障害者がいるということで、大変やいうことを、皆さんにわかってもらいたいいうことを、ちょっとまあ、何か一言いうことで、ちょっと言わせていただきました。</p>
	<p>失礼します。</p>
	<p>はい、ありがとうございました。</p>
	<p>障害をおもちの方の特性を、十分に理解をした上での対応をしなければという、最後のまとめのお言葉になりました。</p>
	<p>では、最後、議題3の、その他に移りたいと思います。</p>
	<p>事務局、何かございますでしょうか。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>障害福祉課の藤山です。</p>
	<p>議題として、その他では、特に用意をしている議題というのはいないんですけども、この後の計画の策定までの簡単な流れ、議題1のところ、長野から説明した部分と重なるものもありますけれども、簡単にだけ説明をさせていただきます。</p>
	<p>本日、皆様からいただきました御意見をもとに、計画を修正する部分等も出てくるかと思えます。そういった必要な修正を加えまして、この後、市の内部でも、他分野の計画等との調整もごさいます。まず、庁内での意見等をお伺いをしまして、その後、年明け1月には、パブリックコメントの形で、広く市民の方から御意見を頂戴できるような体制を整えていこうと思っております。それで、このいただいた御意見の回収を踏まえまして、年度末までには、計画を完成して、4月からは、その計画に基づいて、いろいろな事業であったり、業務を執行していくということになりますので、また皆様には、でき上がった計画の進捗確認も含めて、引き続き御協力いただくことになると思えますので、よろしくお願ひします。</p>
新野会長	<p>はい、ありがとうございました。他の委員さん、事務局の方は、特に御発言、よろしゅうございますでしょうか。</p>
	<p>特に御発言がなければ、今日の議案は、これで終わりたいと存じます。</p>
	<p>事務局から、最後の報告、よろしくお願ひいたします。</p>
石井障害福祉課課長代理	<p>本日の議事録につきましては、事務局で案を作成し、後日皆様にお送りさせていただきますので、御確認をお願ひいたします。</p>
	<p>以上です。</p>
新野会長	<p>では、これを持ちまして、第3回茨木市障害者施策推進分科会を終了といたします。</p>
	<p>皆さん、長時間にわたりまして、御協力ありがとうございました。</p>
	<p>事務局にお返しいたします。</p>
石井障害福祉	<p>委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。</p>

課課長代理

また、令和3年3月に総合保健福祉審議会の開催を予定しております。審議会には、各分科会から会長が選出した委員が参加していただくことになっておりますので、該当される委員につきましては、別途、通知を差し上げますので御参加のほど、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、今年度最後の分科会を終わらせていただきます。

皆様、長時間御協力ありがとうございました。